

中山間地域等直接支払制度について

1. 中山間地域等直接支払制度とは

平成12年度から始まり平成27年度に制度を新たにした交付金事業で、中山間地域では、過疎化や高齢化の進行により、耕作放棄された農地が増加し、地域の持つ水源のかん養や洪水の防止などの多面的機能の低下が懸念されています。

このため、中山間地域等直接支払制度は、継続的な農業生活活動を通じて、多面的機能を確保する観点から、集落や農業者等に交付金を直接払うものです。



2. 尾花沢市における取組み状況について

平成28年度中山間地域等直接支払集落協定の概要

| 地区名 | 団地数 | 協定者数(人) | 協定面積(m ²) | 交付金総(円) | 割合(%) |
|-----|-----|---------|-----------------------|------------|-------|
| 福原 | 11 | 70 | 781,544 | 12,898,293 | 25.6 |
| 宮沢 | 6 | 84 | 1,107,436 | 22,098,362 | 43.8 |
| 玉野 | 7 | 58 | 808,724 | 12,427,967 | 24.6 |
| 常盤 | 2 | 32 | 194,232 | 2,937,507 | 6.0 |
| 合計 | 26 | 244 | 2,891,936 | 50,362,129 | 100.0 |

尾花沢市役所農林課
農政畜産振興係

TEL : 0237-22-1111 (内線 145)